

# 報 誌

人口動態  
(昭和44年5月1日現在)

総人口	19,245人
内 男	8,962人
内 女	10,283人
世帯数	3,889戸
〔4月中の移動〕	
出生	30人
死亡	11人
転入	375人
転出	204人
男	16人
女	14人
男	5人
女	6人
男	82人
女	293人
男	73人
女	131人

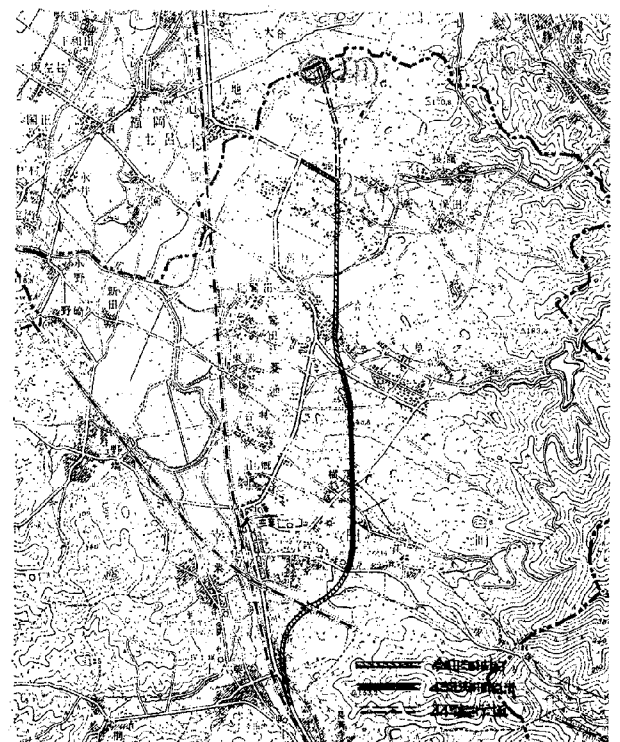
No.192 昭和44年6月1日 発行・幸田町 編集・企画室 印刷・あいち印刷



## 一般国道248号線 バイパス全線開通 5月16日から供用開始

(深溝付近)

幸田町を南北に縦断しており、一般国道二四八号線は本町の重要幹線道路として広く利用されておりますが、年々増大する交通量に対して道路巾員が狭く現在の交通事情に対処するのが困難なため、一日も早くバイパスの建設をとの町民の熱望に答え、昭和四十年から現地測量、用地買収に着手、一昨年九月大草から荻まで二、三〇メートル間の工事が進められ昨年五月に完成、引続き深溝地内から荻までの延長二、〇一〇メートル、大草地内から坂崎までの延長二、〇二〇メートル間工事が進められこの程立派に完成し、深溝字折谷地内より坂崎農協支所裏まで総延長約六、〇六〇メートルが全線開通されることになり、五月十六日より一般に利用していただくことになりました。



これにより現在の国道の交通難が大幅に解消されると同時にバイパス沿線の土地開発が見込まれ幸田町の産業経済の発展に大きく寄与するものと期待されています。なおバイパス全線開通に伴い、日増に交通量が増加するものと予想されますので各県道、町道等の交差点では特に注意して通行されるようお願いいたします。

この路線一部分(荻・大草間)舗装が完成しておりますが、未舗装区間は本年度舗装計画があり、完成後には横断歩道箇所区画線を設けるなど安全施設の整備を関係方面と協議するなど、昭和四十年から地主皆様を始め関係者の協力によって完成したバイパスをなお一層よくするため努力しております。

# 幸田町議会 第二回臨時会開催

幸田町議会第二回臨時会はさる五月七日招集され会期を二日間と定め、月例監査報告を始め諸報告後、議案審議に移り慎重審議の結果全議案とも原案どおり可決した。

## 議案名

○議案第三十五号(即決) 町税の減免について、火災被害により減免することを適当と認めるからである

○議案第三十六号(即決) 幸田町税条例の一部を改正する条例の制定について(地方税法等の一部を改正する法律の施行にともない必要のため)

○議案第三十七号(即決) 公有財産の取得について(観光開発等用地として必要なため)

△取得面積、四〇、四九二平方メートル

△取得価格二二、七三九、〇一〇円

○議案第三十八号(即決) 公有財産の取得について(深溝保育所移転用地として必要なため)

△所在地、幸田町大字深溝字天上坂

△取得面積、一九三七・一七平方メートル

△取得価格、六四〇万円

## 日程

第一日(五七) 本会議、月例監査報告、水道事業視察報告、議案説明、質疑討論、採決

第二日(五八) 本会議、役員選挙

# 議会役員決まる

第二回臨時会二日目に入り山崎議長辞職願を受理し、つづいて議長選挙を執行し第十代目の幸田町議会議長に神本徳市氏(市場五十六才)をつづいて副議長に本多武義氏(鷺田六十才)を選任し各常任委員、特別委員、および議会議出監査委員など選任して全日程を終了しました。

厚生文教委員会(八名)

◎粕谷栄、◎牧野宗一、柴田与市、鳥居金吉、横井一夫、本多政男、小野年夫、鴨下澄男。

◎山崎謙次、◎伊沢謙次、広間典幸、山本節治、本多武義、小玉武義、鴨下澄男、牧野宗一、本多政

義、総合計画特別委員(一二名)

◎野沢弘、◎本多武義(内小委員 8 名、小委員長は委員長兼任)

浦郡幸田地区総合開発促進同盟

会委員(七名)

神本徳市、本多武義、山本節治、小玉武義、本多政男、岩瀬薫、鳥居金吉

国保運営協議会委員(二名)

鳥居金吉、小野年夫

浦郡幸田町衛生組合議会議員(4 名)

神本徳市、粕谷栄、牧野宗一、横井一夫

染病院組合議会議員(2 名)

神本徳市、粕谷栄

岡崎市額田郡模範造林組合議会議員(2 名)

神本徳市、本多武義

監査委員(1 名)(議会議選出)

小山多賀士

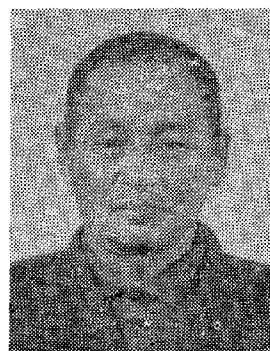
◎印 委員長

◎印 副委員長

# 就任のごあいさつ

## 幸田町議会議長

### 神 本 徳 市



いにしえよりのことばを借りれば、野にも山にも里にも、生命の躍動が生き生きと肌感じられる新緑に包まれたうつつの四季の香りを胸深く吸いて、こよない暮らしの事と存じます。つきましては私のこのたび議長職に就き皆さんのたつきの幾分でもより良き方向づけに一助の力を添えたいと念じています。何分学なく生来の人間的には多くの欠点に満ちて、前職の山崎さん程の器でなく、ただ町民各位の英知により、おしかり、お小言を十分頂戴してゆきたいと思っております。

それでは偶見の一端として町政に参画以来一貫した理念行動はと問われれば時代の交遷を洞察し将来への展望に向う決断、行動力かと存じます。世は国際的の大型化時代、技術革新、自由化の波が容赦なく打ち寄せる時点に対処する心構え、上位計画の国土総合計画、

中部圏計画、県地方計画の一つとしての幸田町地域約五十六平方キロメートルの自然的地理条件の役割を認識して、その根幹施策を一步一歩実現させる様町民への PR、協力の実行力でありその一として三ヶ根駅の実現、その二として将来の四三河百万都市連合体の交通拠点としての新幹線三河駅の設置推進、その三として岡多線延長の相見駅設置推進であり、この点と線とを結ぶ有機的全般基本計画の樹立、全町民ぐるみの取組こそ町百年の運命を決する重要な課題であると思えます。県内の町村においてこの姿勢の欠けたばかりに合併せられざるを得ない運命を辿るところ多く、将来の予見洞察を欠く頑迷固陋の有力者層あつたと聞きて、まことに過去の蓄積に頼り現状維持が精一杯で水平線以下に転落のころもあり、この前者の徹を踏まないために仏典にある願行具足の立願をなし、無計画の胸三寸でも生き永らえる事はできようが、世は民主の時代であり、広く知らしめ町民の心奥より共鳴させ積極的に推進する機運を醸成させ活気に満ちた環境作り二万全町民と共に力強く進みたいと願ってあいさつとします。

# 議長に神本徳市氏 副議長に本多武義氏

総務委員会(9 名)

◎野沢弘、◎神田茂、小山多賀士、平岩元治、大須賀五一郎、岩瀬薫、小玉武義、浅田等。

産業土木委員会

(九名中議長辞退)

◎伊沢謙次、◎山本節治、広間典幸、水井与市、志賀幸男、山崎貞男、本多武義、都築信雄。

体育館等建築特別委員(全員)

◎印 委員長

◎印 副委員長

# 譲渡所得の税知識

最近、土地や家屋などの不動産を売ったり、買い換えたり、道路の建設などのため収用されたりすることが多くなっていますが、承知のとおりです。このたび、この譲渡所得の課税について、かなり大幅な改正が行なわれました。つまり、これまでは譲渡所得は、ほかに農業所得や給与所得などがあれば、これらと合算して課税されていましたが、このたびの改正では、ほかの所得と分離して税金を計算することにし、長期間もっていた土地や家屋などを譲渡した場合の所得(長期譲渡所得)と短期間もっていた土地や家屋などを譲渡した所得(短期譲渡所得)とでは取扱いが相当違うことになりました。そのほか居住用財産の買換制度が廃止されることになりました。そこで譲渡所得の課税について主な改正点をご説明します。(税務課)

このように土地や家屋などを譲渡したことによって生じた利益のことを譲渡所得といい、所得税や住民税がかかることはすでにご存じのことです。昭和四十三年以前から持っていた土地や家屋などで、しかも、五年をこえる期間持っていたもの(昭和四十四年四月八日まで)にすでに三年をこえる期間持っていたもの(昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで)の間に譲渡した場合、その譲渡所得に対して

## 長期譲渡所得の特例

昭和四十三年以前から持っていた土地や家屋などで、しかも、五年をこえる期間持っていたもの(昭和四十四年四月八日まで)にすでに三年をこえる期間持っていたもの(昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで)の間に譲渡した場合、その譲渡所得に対して

$$\frac{\text{譲渡による収入金額} - \text{特別控除}}{\text{譲渡による収入金額} - \text{特別控除}} \times \text{税率} = \text{納める税金}$$

## 土地や家屋を売ったとき

### 大幅に改正された譲渡所得の税制度

する税額は、他の所得と分離して次の算式によって計算します。この場合の税率は譲渡の年によって違うことになっております。

### 長期譲渡所得課税の税率

☆所得税

譲渡の時期と税率	
昭和四十五・四十六年中	一〇%
昭和四十七・四八年中	一五%
昭和四十九・五〇年中	二〇%

☆住民税(町民税・県民税)  
譲渡の時期と税率

一般の長期譲渡の場合の計算例

- 譲渡価額 1,000万円
- 取得費(1,000万円×5%) 50万円
- 譲渡経費 20万円
- 譲渡時期 昭和45年中
- 譲渡所得の計算 (課税対象となる額)  
1,000万円 - (50万円 + 20万円) = 930万円
- 税額の計算  
所得税額 930万円 × 10% = 93万円  
住民税額 930万円 × 4% = 37.2万円
- 納める所得税と住民税の合計 130.2万円

- ① 譲渡した場合 一、二〇〇万円
- ② 日本住宅公団などが行なう土地区画整理事業のため土地などを譲渡した場合 六〇〇万円
- ③ 特定の住宅地造成事業などのために土地を譲渡した場合

- 昭和四十五・四十六年中 四〇%
- 昭和四十七・四八年中 五〇%
- 昭和四十九・五〇年中 六〇%
- 右の計算をする場合、譲渡した資産の取得費の計算についても特別が設けられました。つまり、昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き持っていた資産の取得費については、譲渡による収入金額の五〇%相当額とし、実際の取得費が五〇%相当額を上回るときには実際の取得費とすることになりました。
- 長期譲渡所得から控除する「特別控除額」は次のとおりです。
- ① 収入対象事業のため土地などを

- ☆所得税
- ① 譲渡所得の四〇%相当額
- ② これまでと同じように、譲渡所得をほかの所得と合算して税額を計算することとした場合に算出される税額のうち譲渡所得にかかる税額の一一〇%相当額
- ☆住民税(町民税・県民税)
- ① 譲渡所得の二二%相当額

短期譲渡所得課税の税率

- ④ 現に自己の居住の用に使用している家屋やその敷地などを譲渡した場合 一、〇〇〇万円
- ⑤ その他一般の場合 一〇〇万円
- なお、これらの特別控除額は、同一人について年間を通じて一、二〇〇万円を限度とされます。
- 短期譲渡所得の特例
- 土地などを持っていた期間が五年以下であるもの(昭和四十四年四月八日まで)にすでに三年をこえる期間持っていたものを除く)または、昭和四十四年一月一日以降に取得した土地や家屋などを、昭和四十五年一

昭和四十四年中に譲渡した場合の新課税方式の選択

事業用資産を買換えた場合の課税の特例

居住用財産の買換制度の廃止

# 第一期分納期限は二十八日

## 特別徴収は今月から12回で納付

今日は、昭和四十四年度町県民

### 昭和44年度町県民税

税第一期分の納税月です。月中旬には区長さんを通じて納税通知書が配ばられ、納期は二十八日までには必ず納めてください。この町民税は、今年の一

〇基礎控除 十二万円(十一万円)  
 〇扶養控除 一人六万円 (五万円)  
 〇配偶者控除 十万円 (九万円)  
 〇老年者・寡婦・勤労学生・障害者各控除 各七万円 (六万円)  
 〇特別障害者控除九万円(八万円)  
 〇未成年者・寡婦・老年者・障害者の非課税所得範囲三十万円 (二十八万円)

ていただくもので均等割と所得割が課されます。均等割は四〇〇円(町民税三〇〇円、県民税一〇〇円)、所得割は、四十三年中の所得から所得控除を引いた額に税率を乗じた額が税額となります。なお、老年者、寡婦、障害者、未成年者で所得額が三十万円以下の方は、町民税は課されません。また夫が均等割を納める場合は、妻は所得があっても均等割は課されないことになっております。

### 税法改正で減税

今年度の町県民税は、さきの地方税法改正により約九万二千円が前年度より免税点が引き上げられました。(夫婦子供三人の給与世帯の場合)改正された主なものは

#### 町県民税の税額計算のしかた

43年中所得金額	所得控除	雑損控除	医療費控除	養育費控除	社会保険料控除	住宅ローン控除	生計維持費控除	課税標準額	税率	税額	均等割	所得割	納税額

### 異議申し立ては六十日以内

納税通知書は、普通徴収は区長さんから届けられ、特別徴収は、勤め先から届けられますがもし課税内容に誤りがあるなどで異議の申し立てをされようとする場合は、納税通知書を受け取ってから六十日以内に行ってください。

### 成人病シリーズ

#### 血圧を上げない食事の知恵

##### ふとると血圧は上がる

高血圧はやせた人より、ふとった人に多い。ふとりすぎは、どうしても血圧を上げる傾向にあるから、できるだけ、ふとらないように心がけたい。それには減食をすることだ。食事をへらせば血圧はさっと下がってくる。しかし、あまり減食しては体がもたない。ではどの程度が適量かという点、昔から、いわれている「腹八分目」これである。一方減食の目標は体

##### たん白質は血圧を上げない

血圧の高い人に肉食はいけない

##### 食塩は七分目

また高血圧の人が食塩の量をへらせば血圧は必ず下がる。しかし、日本人はだいたい塩味のきいた食事が好きだから塩味の少ない食事をつづけるのは苦痛である。いちばんよい方法は、ふつうの人の七分目を守ることだ。味噌汁は七分目、おかずも七分目という考え

身長 cm	男 kg	女 kg
148		49.7
149		50.1
150		50.5
151		51.0
152		51.5
153		52.0
154		52.5
155	54.0	53.0
156	54.5	53.5
157	55.0	54.0
158	55.5	54.5
159	56.0	55.0
160	56.5	55.5
161	57.0	56.0
162	57.5	56.5
163	58.0	57.0
164	58.5	57.5
165	59.0	58.0
166	59.5	58.5
167	60.0	59.0
168	60.5	59.5
169	61.0	60.0
170	61.5	60.5
171	62.0	61.0
172	62.5	61.5
173	63.0	62.0
174	63.5	62.5
175	64.0	63.0
176	64.5	63.5
177	65.0	64.0
178	65.5	64.5
179	66.0	65.0
180	66.5	65.5

かたで食事を許したら血圧はたちまち逆もどりするだけに、とにかく長つづきする方法を考えた。

新しくかわる

# 都市計画のあらまし

## ことし六月施行予定

この法律は人々や産業の都市集中化にともし都市およびその周辺地域は無秩序に拡散し都市環境の悪化と公共投資の非効率化をもたらしている現状に対処し都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため現行都市計画制度を全面的に改め昨年6月15日に法律100号で公布され同日から1年以内に政令で定める日から施行される予定です。

現行法は大正8年に制定され爾来半世紀にわたって、根本的な改正を加えられることなく運用されてきましたが昨今の困難な都市の諸問題にじゅうぶん対処できない情勢に堪がみ都市計画に関する制度を根本的に改革し総合的な土地利用計画の確立、都市計画の広域性および総合性の確保、国と地方公共団体間の事務配分と都市計画の決定手続の合理化等、現在の情勢に適應するため全面改正されたものです。

この機会に、新法の内容のうち、とくに重要と思われる点についてお知らせします。

### 新法の改正要点

#### 計画区域の広域化

いままでの都市計画法では、行政単位として都市計画区域が指定されていましたが、現在の都市の状態から隣接地とのつながりを考え、行政区域にとらわれないことな都市の実態と将来計画にあわせ一体の都市として、整備・開発および保全の必要ある区域を定めることができるようになりました。

#### 都市計画の方針

市街化区域では、用途地域・街路・公園・下水道等を一体的に定めるとともに市街地開発事業を行ない、市街地調整区域では、これらのことを実施しないこととしており、両区域に対する開発・整備・保全の方針および公共投資を明らかにしています。

#### 土地利用計画の確立

農林漁業のと健全な調和をはかるとともに都市のスプロール化を

防止するため、市街化区域（市街地にするところ）と市街地調整区域（農地としての保存や市街化を抑制するところ）にはつきり区分して、その目的に沿った利用規制を行なうことになりました。

△市街化区域は、すでに市街地を形成している区域と今後おむね十年以内に、優先的にしかも計画的に市街地として必要な区域。  
この区域には、生活環境の保護や産業活動等を考慮して、住宅・商業・工業等の用途別地域を定め、区域全体を計画的に市街化するよう、都市施設の整備を集中的に実施します。

△市街地調整区域は、原則として市街化を抑制する区域で、とくに農地として保護すべき地区については、農業振興政策がとられます。

このように、土地利用の規制により都市計画区域を二分し、それぞれ計画目標に向かって推進することになります。なお、おむね五年ごとに現況および将来の見通しについての調査を行ない、必要に応じて土地利用等の調整が行なわれます。

#### 開発行為の規制

都市計画区域内で開発行為をしようとするときは、特別の場合を除いて、すべて都道府県知事の許可が必要になります。

の建築のために、土地の区画形質を変更する行為に規定されており、土地を宅地化することは、すべて開発行為とされています。なお、開発許可については、区域区分に従って開発行為を規制し健全な都市の形成をはかることとしており、市街化区域では、道路排水施設等が良好なものであれば積極的に開発を認め、市街地調整区域では、農林漁業用建築のための開発あるいは二十ヘクタール以上の大規模な開発など、スプロール対策の上からやむを得ないものなどに限り開発を認めています。

- ① 市街化区域において行なう開発行為で、政令で定める小規模なもの。
- ② 市街地調整区域内において、農林漁業の用に供する建築物のための開発。
- ③ 鉄道の駅舎、社会福祉施設等公益上必要と認められる建築物のための開発。
- ④ 国や都道府県、指定都市などが行なう開発。
- ⑤ 都市計画事業や土地区画整理事業として行なう開発。
- ⑥ 公有水面埋立法の免許を受けた埋立地で、造成中の土地に行なう開発。
- ⑦ その他政令で定めるもの。

#### 開発許可の基準

- ① 開発区域内の土地が、用途地域等に定められているときはその予定建築物の用途がこれ
- （六ページにつづく）

新都市計画法が昨年六月に公布され、ことし六月から施行される予定です。  
この法律は、人口や産業の都市集中化にともしない、都市およびその周辺地域は無秩序に拡散し都市環境の悪化と公共投資の非効率化をもたらしている現状に対処し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、現行都市計画制度を全面的に改め、昨年六月十五日に法律一〇〇号で公布され同日から十年以内に政令で定める日から施行せられる予定です。  
現行法は大正八年に制定され爾

来半世紀にわたって、根本的な改正を加えられることなく運用されてきましたが昨今の困難な都市の諸問題に十分対処できない情勢に堪がみ都市計画に関する制度を根本的に改革し、総合的な土地利用計画の確立、都市計画の広域性および総合性の確保、国と地方公共団体間の事務配分と都市計画の決定手続の合理化等、現在の情勢に適應するため全面改正されたものです。  
この機会に、新法の内容のうちとくに重要と思われる点についてお知らせします。



(五ページからつづく)

に適合していること。

②排水路やその他の排水施設が当該地域の降水量、放流先の状況、その周辺の地域に被害の生じないような構造や能力で設計が定められていること。

③水道その他の給水施設についても、予想される需要に支障をきたさないような構造や能力で、適当に配置されるように設計が定められていること。

④開発区域とその周辺地域の環境の保全をはかるように公共施設、予定建築物の用途の配分が定められていること。

⑤開発区域内の土地が、地盤の軟弱な土地、がけくずれや出水のおそれのある土地であるときは、安全上必要な措置が設置に定められていること。

⑥開発行為を行なうに必要な資力および信用があること。

⑦工事施行者に工事を完成するために必要な能力があること。

⑧開発行為をしようとする土地等の権利者の、相多数の同意を得ていること。

⑨市街化調整区域内で開発が許可されるもの  
⑩開発区域の周辺で、居住者の日常生活に必要な物品の販売加工、修理等の業務を営む店舗、事業場等の建築のための

開発。

②飲水資源、観光資源等の資源の有効な利用上必要な建築のための開発。

③温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築することが困難なものの開発。

④農林漁業用の建築物は、農林水産物の処理、加工等に必要となる建築のための開発。

⑤中小企業の事業の共同化や工場、店舗等の集団化に寄与するための開発。

⑥市街化調整区域内に既存する工場と、密接な関係があつて事業活動の効率化に必要なものの開発。

⑦政令で定める危険物の貯蔵等で、市街化区域において不適当なものとして政令で定めるものの開発。

⑧①～⑦までのほか、市街化区域で建築することが困難、不適当なものとして政令で定めるものの開発。

⑨市街化調整区域が決定または拡張された際、自己の居住や業務のために土地を所有していた者で、六ヶ月以内に県知事に届け、一定期間に行なう開発。

⑩県知事があらかじめ開発審査会の議を経たもので、開発面積が二十ヘクタール以上あつて市街化区域の計画的な市街化をはかるに支障のないものまたは、周辺地域の市街化を

促進するおそれがなく、市街化区域内では困難、不適当と認められる開発。

### 区域への公共投資

市街化区域には、街路、公園下水道等の都市計画を一体的に定め、重点的に投資する。

市街化調整区域には、都市間の道路や河川等を除き、都市的公共投資をしない。

民間開発者が行なう場合は、市街化区域では幹線街路等重要公共施設の土地代を請求できるが、市街化調整区域においてはすべて民間開発者が公共施設を負担。

### 税制の措置

都市計画の適切な遂行をはかるとともに、市街化区域内の土地についての有効な利用を促進するため、都市計画税や農地・山林等の固定資産税、空地税、未利用地税などの問題について、現在、税制調査会において検討されています。

### 都市計画の決定

いままでの都市計画では、すべて建設大臣が決定することになっていましたが、その重要性等を考慮して、広域的、根幹的な重要計画については知事が決定し、その他の事項は市町村が決定することになりました。

### その他の改正

都市計画施設等の予定地については、建築の制限ができることになり、このためにこれらの土地についての買取り請求権や先買いの制度が新しく設けられました。

都市計画事業は、原則的には、市町村が施行することになり、特定の場合には国、県あるいは民間が認可を受けて施行することができます。

都市計画を審議するため、つき

の機関が設けられます。

①都市計画中央審議会(建設省建設大臣の諮問機関)

②都市計画地方審議会(県) ③開発審査会(県) ④開発許可にかかる不服審査機関

市街化区域内の農地等で、あらかじめ県知事に届け出たものは農地転用の許可がいりません。以上改正のあらましをお知らせしましたが、くわしいことは町土木課におたずねください。

なお、細かいことは政令できめられ、近く施行される予定です。

## 日本脳炎流行期近づく

### 日本脳炎とはどんな病気!!

日本脳炎の潜伏期は四～十四日と云われる病気が極めて急激で、何の前ぶれもなく突然と発病することが多く、さむけ・ふるえとともに三十九度四十度の高熱を発し、はげしい頭痛や、めまい、嘔吐を起し、頸部の筋肉が硬くなり、亢奮して頭や手足を動かしてあばれます。四～五日過ぎると、ほとんどは沈静状態となり嗜眠状態から無意識状態に陥ります。高熱は一週間位続いてから、だんだんに下りますが、下熱の時また手足を動かして、あばれることがあります。

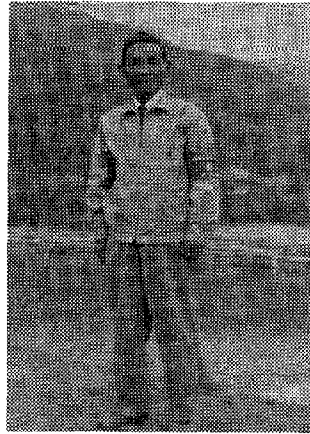
言語障害に気づくのは、この頃で経過の良好な時は、三週間後くらいに漸く正常の話しになります。が手足の麻痺は時々よくありません。致命率は大体四十パーセントまたはそれ以上で四肢の運動障害や白痴などの精神障害を残すものが二十～三十パーセントで結局罹患者の六十～七十パーセントは死ぬかあるいは廃病者になると云う誠に恐ろしい病気であります。

日本脳炎の予防接種を左記の通り計画いたしましたから、各学区の会場で受けてください。

料 金 一回 一五〇円  
初回免疫の方は 二回実施  
追加免疫の方は 一回実施

# 遠望峯一帯県立自然公園に指定される

三月十四日付にて遠望峯山周辺 区域内は昭和四十四年三月十四日 を愛知県立自然公園に指定されま から左記の行為をしようとする



質の変更。

(3)木竹の伐採。

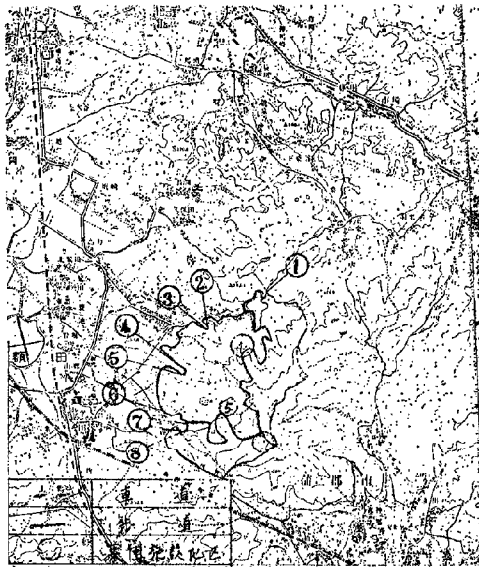
(4)水面の埋立または干拓。

(5)保護鳥獣等の殺傷または捕獲 する等の行為。

右記の行為に対し自然公園監視

した。今後皆様のレクリエーシ ョンの場所とし、また一日家族の憩 の場としてご利用ください。ご利用 については公衆道徳を守り自然物 の愛護をお願いします。

県立自然公園における行為の権 限について最近山麓部では無秩序 な宅地造成、そのため開発事業が 行われているが、県立自然公園全



## 44年度建築物等実態調査実施に

このたび建設省において、六月 十日を調査期 日として、建 築物等実態調 査が全国的に 行なわれるこ ととなりました。

この調査は 抽出方式で昭 和四十三年中 に建築または 除去した建物 の時期、構造

- ① 高力字 神山
- ② 調査地区
- ③ 芦谷字
- ④ 南屋敷、福田、仲田
- ⑤ 銀治山、蒲野、畔杭瀬

土木課建築係

## 自衛官の募集

2等陸・海・空士の募集が行なわれております。18才 以上25才未満で中学程度の学力を有するかたで、ご希望 のかたはお気軽に役場総務課までおいでください。 また次にかゝる幹部・学生・生徒等も募集されてお ります。このほか婦人自衛官も募集されております。

1. 幹部 (医科・歯科)
2. 曹 (看護・技術)
3. 幹部候補生 (一般〔含む操縦〕技術) (医科・歯科・薬剤科)
4. 航空学生
5. 看護学生
6. 自衛隊生徒
7. 防衛大学校学生
8. 予備自衛官

## 事業所統計調査に

### ご協力を

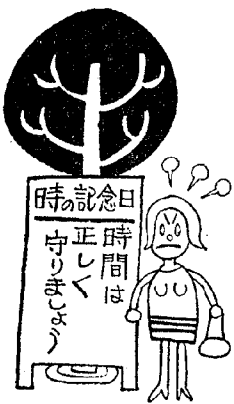
事業所統 計調査は、 七月一日を 調査期日と して、三年 目ごとに行 なわれる産 業の国勢調 査とも言わ れている基 本的な統計 調査です。

また、各事業所におかれても、 この事業所統計調査の目的を理解 され、七月一日から調査員が訪問 し、名称、所在地、事業の種類、 従業者の数などについておたずね しますのでご協力ください。

員が県から委嘱されました。 幸田町荻 内田馨さん。

### 時の記念日

(六月十日)



「ウヒエーッ 彼女悪い ところで 待ってるぞ」



# 田植一、二〇〇円など

## 賃金協定きまる

さきに幸田町農作業、委託作業賃金協定協議会(会長加藤泉)では、農家労働力不足による、雇用賃金の協定を計画しておりましたが、このほどまとまりました。

この決定までには、各種団体の代表によるアンケート調査、各階層による意見調整の結果次の様にまとまりました。

◆協定作業賃金(八時間当り)

(1)苗代 男 一、五〇〇円 女 一、〇〇〇円  
 (2)耕起 男 一、七〇〇円 女 一、〇〇〇円

(3)田植 女 一、二〇〇円  
 (4)稲刈 男 一、六〇〇円 女 一、一〇〇円  
 (7)みかん・水田草取 男 一、二〇〇円 女 九〇〇円  
 (8)みかん採取 男 一、五〇〇円 女 九〇〇円  
 (9)もも・なし袋かけ 女 九〇〇円

以上は作業種別の賃金ですが、委託の場合は次のとおりです。

### ◆農作業委託作業賃金

- (1)耕起 一〇アール当
- (イ)スキ 二、〇〇〇円
- (ロ)ロータリー二、三〇〇円
- (普通土・整理地の場合)
- (2)代掻 一〇アール当 一、〇〇〇円
- (3)田植 一〇アール当 (苗取を含む) 五、〇〇〇円
- (4)稲刈 バイスター (ひも付) 二、七〇〇円
- (5)脱穀 一〇アール当 (普通乾田整理済、稲ワラ整理は含まない)
- (6)防除 一〇アール当 (整理田) 一五〇円十農薬代
- (7)全作業一括委託 一〇アール当 三三、〇〇〇円

## 住宅建設資金の貸付について

### お知らせ

住宅金融公庫では、昭和四十四年度住宅建設資金の貸付を、次のとおり行なっておりますので、建設資金の借入をご希望されます方は、もより「住宅金融公庫業務取扱店」へお申込ください。

なおこのほか詳細については、公庫業務取扱店もしくは、役場土木課へお問い合わせください。

貸付種別

- ・個人住宅建設資金
- ・農産漁村住宅建設資金
- ・産業労働者住宅貸付資金

受付期間 44・4・21～8・30  
 貸付金額 48万円～119万円まで

貸付利率 年5分5厘  
 償還期限 18年～35年  
 選定方法 選考により受付順に決定し貸付予定数に達した場合に受付を締める場合もあります。

(注) 前記事項中、受付期間、貸付金額、利率、償還、選定方法等については、種別ごとに多少相違するため申し添えます。

この他、自分で住むための持家を改良(増築・改築・修繕等)される方に対する資金の貸付は5月12日～7月11日までであります。

## 春の総合訓練終る

絶好の訓練日和にめぐまれた、さる五月八日恒例の消防団総合訓練が辛中グラウンドにおいて挙行されました。

訓練は午前九時三十分より始められ、団・自動四輪ポンプ・可搬ポンプおよび階梯の各操法・部隊訓練、つづいて放水試験・分列行進とすすめられ、最後に「火の用心」を三唱し、訓練は終了しました。

日高団長以下一八三名の団員は、県西三河事務所係官、郡連合会長指導のもとに熱心に、堂々と訓練



(訓練の一景より)

を実施し、伝統ある幸田町消防精神をじゅう分発揮くれました。

## 町職員募集

- 採用人員 男女若干名
  - 職種 一般事務。  
土木、建築関係技術職員。保母。
  - 応募資格 30才未満で高校卒業以上のかた、または来年卒業見込のかた。
  - 待遇 一般地方公務員に準ずる。ただし6カ月間は臨時雇。
  - 提出書類 履歴書、卒業成績証明書、健康診断書、身上書、各校資格証明書の写各一通。
  - 採用試験 6月下旬応募者に通知する。
  - 採用期日 7月1日または明年4月1日
- ご希望のかたは6月1日までに総務課総務係までにお申しこみください。

## 職員の紹介

四月三十日付

- 三浦 清子 (土木課)
- 山本 瑞穂 (議会事務局)
- 大森みどり (深溝保育園)

このたび、次のとおり職員が退職しました。

し尿くみ取申込みは

三幸衛生社

幸田事務所へ

(電話幸田三三六番)





# 税のこよみ

## (6月)

**国税**

所得税

▽予定納税基準額および予定納税額の通知(税務所から十五日までに納税者へ。ただし同基準額が一万五千円未満は予定納税の必要がない。)

**地方税**

町税

▽町民税・第一期分の納期は二十八日まで、特別徴収(給与天引納付)は今月から来年五月までの十二回納付。

▽法人町民税・四月決算法人の申告と納税は月末まで。

**県税**

▽県民税・町民税と併せて納付。

▽法人県民税、事業税・法人町民税に同じ。

# 戸籍移動

出生おめでとごさいます(届順)

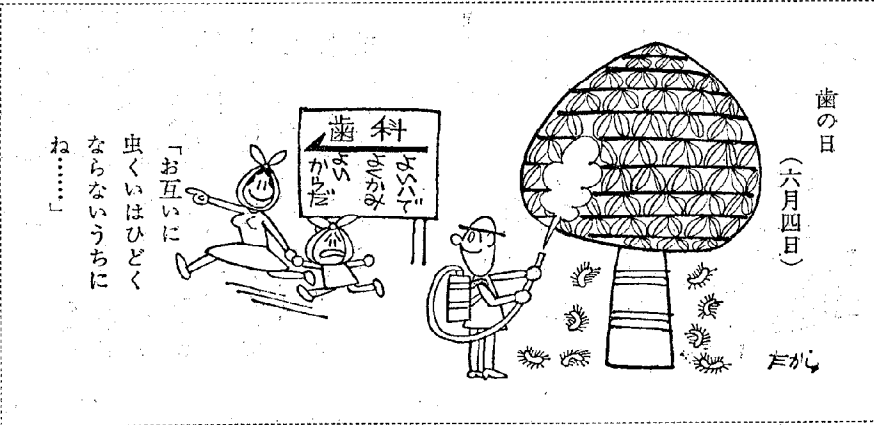
出生児	父	母	出生地
保田 謙二	正一	邦夫	富士夫
菊地 守	邦夫	邦夫	富士夫
長谷 邦子	邦夫	邦夫	富士夫
榊原 直	邦夫	邦夫	富士夫
三浦 裕子	邦夫	邦夫	富士夫
三浦 裕司	邦夫	邦夫	富士夫
鈴木 秀武	邦夫	邦夫	富士夫
山崎 泰仁	邦夫	邦夫	富士夫
高井 純子	邦夫	邦夫	富士夫
春日井康夫	邦夫	邦夫	富士夫
福吉 基洋	邦夫	邦夫	富士夫
藤橋 祥乃	邦夫	邦夫	富士夫
加藤 英子	邦夫	邦夫	富士夫
山本 重春	邦夫	邦夫	富士夫
星野 誠	邦夫	邦夫	富士夫
手嶋久美子	邦夫	邦夫	富士夫
小野田秀之	邦夫	邦夫	富士夫
山本 友美	邦夫	邦夫	富士夫

田中 美奈	勝己	芦谷
牧野 久	武	里
斉藤 基彦	壽男	野場
山本 正勝	正市	芦谷
鈴木 勝子	信夫	幸田
杉浦 康司	俊	高力
湯口 園恵	秀	高力
小崎 宣子	武男	高力
小松 愛	征宣	高力
高木 裕泰	生二	高力
宮崎 裕代	光夫	高力
井上 聡代	幸夫	高力
おくやみ申	上げます	高力
死亡者	年令	世帯主
杉浦 数吉	71才	正巳
内田 宇一	61才	康彦
山本 いそ	82才	増一
神田じょう	64才	すゞ子
坂本 才治	49才	久彦
鈴木 しげ	67才	徳市
天野よしの	73才	はる江
小野伊三二	50才	みよの
太田あさる	66才	森一
横田松四郎	76才	茂夫
山口チエ子	46才	重治

## 6月 母子センター行事

24日	19日	18日	11日	期日
後前	前	後前	後前	時
三、〇、〇、〇、〇	〇、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	間
3才児検診	12ヶ月検診	リ乳食講習	育児相談	行事
			六ヶ月検診	
			妊婦検診	



## 日本脳炎予防接種日割表

27日	26日	25日	24日	19日	18日	17日	16日	13日	12日	9日	6日	期日
午後五、三〇～七、〇〇	午後二、〇〇～三、〇〇	午後二、〇〇～三、〇〇	午後二、〇〇～三、〇〇	午後二、〇〇～三、〇〇	午後二、〇〇～三、〇〇	午後二、〇〇～三、〇〇	午後二、〇〇～三、〇〇	午後二、〇〇～三、〇〇	午後二、〇〇～三、〇〇	午後二、〇〇～三、〇〇	午後一、三〇～四、〇〇	時
母子センター	豊坂小学校	深溝小学校	荻谷小学校	豊坂小学校	坂崎小学校	深溝小学校	荻谷小学校	幸田小学校	坂崎小学校	幸田中のみ	幸田小学校	場所

## 6月当直医日割表

1日	8日	15日	22日	29日	電話
浅井 医院	鈴木厚生 医院	上田 医院	飯田幸田診療所	神谷 医院	10
					20
					52
					151
					212

サービス券の抽せん  
当選発表

(1)一等 下三ケタ六九〇 は、に、二等 下二ケタ 七三各組共通 三等 下一ケタ 四

(2)当選の方は六月十日までに商工会館内事務局で商品券と引換えいたします。以降は無効となります。早目にご連絡ください。

税務継続指導日のお知らせ

(1)日時六月三日、六日、十日、十三日、十七日、二十日、二十四日、二十七日、

毎日午後一時より午後五時十五分まで。

(2)場所幸田町商工会館

(3)講師越山税理士

稲吉記帳指導員